破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３７９号
愛媛県松山市上野町1673番地４
債務者　天野真由美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４０４号
愛媛県松山市北斎院町380番地
債務者　渡部　真子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第３０６６号
福岡県大野城市瑞穂町２丁目２番21号　ドミール春日201号
債務者　松林　秀樹
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５５号
福岡市東区三苫４丁目５番18―303号
債務者　橋本　嘉文
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５０６号
福岡市東区奈多２丁目４番９号
債務者　林　孝次郎
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５３０号
福岡市博多区奈良屋町８番９号
債務者　梶木　　篤
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５５４号
福岡市中央区薬院４丁目３番27―904号
債務者　河野　裕史
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５６０号
福岡市西区福重４丁目19番23号
債務者　古賀　謙次
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５６１号
福岡市博多区住吉３丁目６番８―207号
債務者　渡邊　晴香
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６０３号
福岡市博多区那珂１丁目35番33―404号
債務者　古川　佳孝
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６４１号
福岡県太宰府市五条６―１―42、住民票上の住所福岡県太宰府市五条２丁目２番25―103号
債務者　田原　耕二
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６４２号
福岡市中央区平尾２丁目16番26号
債務者　田原志満子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７２号
福岡市博多区美野島１丁目４番32号
債務者　三浦　昌実
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７６号
福岡市西区愛宕南１丁目３番37―103号
債務者　藤野　　勇
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６８０号
福岡県糟屋郡宇美町障子岳３丁目３番19号
債務者　橋村　葉子（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２０号
福岡県大野城市下大利４丁目９番５号
債務者　川端　文雄
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７２１号
福岡県大野城市下大利４丁目９番５号
債務者　川端　妙子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４８号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈365番地１朝日２団地703号
債務者　小田美智子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部